

管理委託契約約款 新旧対照表

旧規程	新規程	変更理由
<p>公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会</p> <p style="text-align: center;">公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 管理委託契約約款</p> <p style="text-align: right;">平成14年3月1日 届出 (略) 一部変更 令和2年3月24日 届出 <u>(新規)</u></p> <p>(略)</p> <p>第20条 (レコード実演に係る使用料の分配方法・放送用録音) 第10条(2)から(4)において収受した使用料の分配は、手数料を控除した額から、クレーム基金<u>1%</u>を控除した金額(以下、「分配対象額」という。)を、レコードに固定された実演の内容により、次の各号のジャンルに区分して、実施する。 (1) ポピュラー／フィーチャード・アーティスト 73.875% 作品において中心的に氏名表示された実演家 (2) ポピュラー／ノンフィーチャード・アーティスト 24.625% 作品に参加した(1)号以外の実演家 (3) クラシック 1.0% 楽曲に参加した実演家 (4) その他 0.5% (1)～(3)号以外の邦楽・民謡・演芸等の作品に参加した実演家 2～4 (略)</p> <p>第21条 (レコード実演に係る使用料の分配方法・送信可能化) 第10条(5)及び(6)において収受した使用料の分配は、第14条記載の規程の定めるところに準じて行う。クレーム基金については第10条(5)及び(6)において収受した使用料から手数料控除後の<u>1%</u>とする。</p> <p>(略)</p> <p><u>附則</u> <u>(新規)</u></p>	<p>公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会</p> <p style="text-align: center;">公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 管理委託契約約款</p> <p style="text-align: right;">平成14年3月1日 届出 (略) 一部変更 令和2年3月24日 届出 <u>一部変更 令和3年3月26日 届出</u></p> <p>(略)</p> <p>第20条 (レコード実演に係る使用料の分配方法・放送用録音) 第10条(2)から(4)において収受した使用料の分配は、手数料を控除した額から、クレーム基金<u>5%</u>を控除した金額(以下、「分配対象額」という。)を、レコードに固定された実演の内容により、次の各号のジャンルに区分して、実施する。 (1) ポピュラー／フィーチャード・アーティスト 73.875% 作品において中心的に氏名表示された実演家 (2) ポピュラー／ノンフィーチャード・アーティスト 24.625% 作品に参加した(1)号以外の実演家 (3) クラシック 1.0% 楽曲に参加した実演家 (4) その他 0.5% (1)～(3)号以外の邦楽・民謡・演芸等の作品に参加した実演家 2～4 (略)</p> <p>第21条 (レコード実演に係る使用料の分配方法・送信可能化) 第10条(5)及び(6)において収受した使用料の分配は、第14条記載の規程の定めるところに準じて行う。クレーム基金については第10条(5)及び(6)において収受した使用料から手数料控除後の<u>5%</u>とする。</p> <p>(略)</p> <p><u>附則</u> <u>(実施の日)</u> 1. 第20条第1項及び第21条は令和3年度徴収分から実施する。</p>	<p>改正履歴を追加した。</p> <p>放送用録音に係るクレーム基金の額を1%から5%に変更した。</p> <p>送信可能化に係るクレーム基金の額を1%から5%に変更した。</p> <p>実施期日を追加した。</p>